

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	1
--------------------	---

頁	現 計 画	修 正 案
4-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び市町村は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び市町村は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>○ <u>国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	